

議長

それでは、案件ごとに審議を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

農地法第3条の整理番号3-1について、10月22日、吉田勝紀委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は、大字下畑字渡戸真土地内にある畑1筆615㎡で、現況は梅、柿、ユズ、ビワ、ダイコン、サトイモ、ノラボウなどが育てられています。

譲受人は、譲渡人の叔父にあたる方で、農業従事するために申請地を譲り受けるとの事です。

譲受人は農地の所有はないため、認められれば、下限面積の引き下げによる実績になります。

また、譲受人から、申請地にホウレンソウ、大根、ネギ等の露地野菜およびイチジク、ウメ、ビワ等の果樹の作付計画書が提出されており、申請地取得後も耕作されると考えられます。

また、通作については申請地が自宅に隣接しています。

以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1号について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、内野博司推進委員の説明のとおりです。

譲受人は、譲渡人の叔父にあたります。現在まで譲渡人である甥の農業を手伝っていましたが、今回申請地を譲り受けることで本人の所有農地として農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人からは、ホウレンソウ、大根、ネギ等の露地野菜と、梅、イチジクの作付計画が提出されています。

所有農地はございません。

また通作に関してですが、自宅に隣接することになりますので全く問題ございません。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和元年10月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台とその他必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。

7番

整理番号3-2について、10月21日山下富司委員と都築敏夫推進委員、柳戸光重推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字平松字株木地内にある畑1筆417㎡です。現況は作付けされておられません。

譲受人は、大字双柳で農業経営をしており、農業経営拡大のために申請地を譲り受けるとのことです。

譲受人の農地所有面積は25,077.76㎡です。

また、譲受人から、申請地に作付計画書が提出されており、申請地取得後も耕作されると考えられます。なお、計画は大豆と小麦となっております。

譲受人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得

後も農作業に従事すると考えられます。

また、通作については自宅から車で5分とのことです。

以上のことから、現地調査を行った結果では、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、綿貫幸進委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字双柳にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をたく申請するものでございます。

譲受人は、路地野菜、苗木を中心に作付けしております。

所有農地25,077.66㎡については、適性に管理されております。

また、通作に関してですが、車で5分程度ですので、通作可能と考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和元年10月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました、山下富司委員何かございますか。

10番

綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長

別日で調査していただきました、都築敏夫推進委員何かございますか。

推6番	綿貫幸進委員の説明のとおりです。
議長	同行して調査していただきました、柳戸光重推進委員何かございますか。
推8番	10月23日に現地調査をしてきました。譲受人の息子も農業に従事しているのです、適正に管理され、問題ないと考えられます。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。
議長	【なしの声あり】 無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
議長	【全員挙手】 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。
9番	整理番号3-3について、10月23日、野口栄一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字前ケ貫字ヤワタ地内にある畑一筆326㎡で現況は一部作付けされております。 譲受人は、大字前ケ貫で農業経営をしており、農業経営拡大のために申請地を譲り受けるとのことです。 譲受人の農地所有面積は15,631㎡です。 また、譲受人から、申請地に作付計画書が提出されており、申請地取得後も耕作されると考えられます。なお、計画は、ジャガイモとなっております。 譲受人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。 また、通作については自宅から徒歩5分とのこと。 以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。 説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、大久保博司委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字前ヶ貫にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人は、果樹・露地野菜を中心に作付けしております。

所有農地15,631㎡は、適性に管理されております。

また、通作に関してですが、徒歩5分ですので、通作可能と考えます。

こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和元年10月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター3台、コンバイン1台、冷蔵庫3台、耕うん機7台、軽自動車1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者およびその雇用労働者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の30aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました野口栄一推進委員は本日欠席でございます。

ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声】

議長

無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について審議いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>なお、詳細については担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号 相続税納税猶予に関する適格者証明願の申請番号1番について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりになっております。</p> <p>租税特別措置法第70条の6により、農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付けを行っている場合に限り、相続税額が猶予されます。</p> <p>この場合における農地等とは、農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない農地、かつ市街化区域においては都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地、又は都市計画法第7条第1項に掲げる市街化区域以外の農地に該当するものを指します。</p> <p>申請地は相続人の住宅から徒歩で10分ほどの距離にあり、計1,977㎡の農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない市街化区域内にある農地です。</p> <p>現地については、露地野菜を作付けおよび耕うん管理されており、良好に管理しております。</p> <p>以上のことから、本件は相続税納税猶予に関する適格者証明書を交付することで問題ないと考えられます。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>本案件について、担当委員及び推進委員にも現地調査をしていただいております。大久保博司委員に調査報告をお願いします。</p>
9番	<p>10月23日、野口栄一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報</p>

告します。

申請地は、大字笠縫字新堀地内にある畑3筆1, 977㎡で、現況は綺麗に耕作されておりました。

相続人は、大字川寺で農業経営をしている方です。

相続人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。

また、通作については自宅から徒歩10分とのことでした。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、相続人の相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付については、適当であると考えます。

現地調査の報告を終わります。

議長

同行して調査していただきました野口栄一推進委員は本日欠席でございます。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の申請番号1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、適格者証明書を交付することに賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については適格者証明書を交付することといたします。

続きまして、議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の申請番号2について審議を行います。事務局の補足説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第2号 相続税納税猶予に関する適格者証明書についての申請番号2番について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりになっております。

租税特別措置法による規定については、申請番号1番と重複しますので説明を割愛します。

申請地は相続人の自宅から徒歩で10分ほどの距離にあり、計3,252㎡の農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない市街化区域内にある農地です。

現地については、露地野菜、柿、栗を作付けおよび耕うん管理されており、

良好に管理しております。

なお、大字岩沢字加能理の農地について、一部が土地区画整理事業に供されていますが、国税庁通知70の6-26の規定により同通知70の4-12(2)を準用し、土地区画整理法による土地区画整理事業のため農業の用に供することができない土地とされ、租税特別措置法第70条の6第1項第1号又は第7項に規定する譲渡等には当たらないものとして取り扱います。

以上のことから、本件は相続税納税猶予に関する適格者証明を交付することで問題ないと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

本案件について、担当委員及び推進委員にも調査をしていただいております。大久保博司委員に調査報告をお願いします。

9番

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書についての申請番号2について、10月23日、野口栄一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字岩沢字加能理及び大字岩沢字上野地内にある畑3筆3,252㎡で、現況は作付け及び耕うん管理されております。

相続人は、大字岩沢で農業経営をしている方です。

相続人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。

また、通作については自宅から徒歩10分とのことです。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、相続人の相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付については、適当であると考えます。

現地調査の報告を終わります。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書についての申請番号2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、適格者証明書を交付することに賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については適格者証明書を交付することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画（案）について審議を行います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第3号 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>説明いたします。</p> <p>第1番の方についてですが、平成29年3月に「明日の農業担い手育成塾」を卒業し、同年4月から飯能市に新規就農した方です。</p> <p>経営作物としては、主にエダマメ、ブロッコリー他露地野菜でございます。販売方法として、主にスーパーでの販売を行っております。</p> <p>続いて、第2番の方についてですが、今年5月の総会時に初めて利用権設定をし、飯能市に新規就農した方です。現在、所沢市在住で有機栽培による野菜のセット販売を行っており、飯能市営の団地へ入居予定ですが、現在、順番待ちの状態であります。</p> <p>経営作物としては、にんじん、大根、きゅうり、ナス等の様々な品種の野菜です。</p> <p>販売方法としては、野菜のセット販売として、少量多品目の定期宅配、定期発送をしております。</p> <p>なお、今回の利用権設定の農地は、全て新規の取り扱いのものとなります。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。</p> <p>次に、第2号、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。</p> <p>また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不許可に該当するものではありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
推8番	<p>農地を貸す期間については、貸す方の意向ということでよろしいでしょうか。</p>

事務局	そのとおりです。
議長	その他ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、議案第4号 農地利用状況調査に係る遊休農地判定について、審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	【資料に基づき説明】 説明は以上です。なお、詳細については担当から説明いたします。
事務局	説明いたします。 それでは、議案第4号 農地利用状況調査結果について、補足説明いたします。 農地法第30条により農業委員会は、毎年1回、その農地利用状況調査を行わなくてはならないとあって、同第32条第1項1号または2号に該当する場合は遊休農地として判定するものとなっています。 今年度、6月から農地利用状況調査を開始させていただき、9月から10月にかけて農業委員および農地利用最適化推進委員に現地調査による最終判定をいただきました。本議案はその判定結果をご確認いただき、年度末の点検評価、及びその他各種調査報告に提出する遊休農地判定の成果として承認いただくものです。 続きまして、遊休農地判定の基準についてご説明申し上げます。1号遊休農地とは、1年以上耕作されておらず、かつ今後も耕作される見込みのない再生利用が可能な農地とされています。2号遊休農地とは、周辺地域の農地と比較して利用の程度が著しく劣っている再生利用が可能な農地とされています。 続いて、判定結果についてご報告します。 1号遊休農地としては全地区283筆、18.2haです。 2号遊休農地としては全地区24筆、0.83haです。 遊休農地合計307筆、19.03haの結果となりました。 平成29年度347筆、19.7haに対して、0.67ha減少の成果となります。なお、管内農地面積については、年度末に確定し、点検評価の際にご報告いたします。

	<p>それでは、農地利用状況調査結果に基づく遊休農地判定について、ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。特段何かございましたらご報告願います。</p>
7番	<p>精明地区の調査をしましたが、耕作放棄地が増えていると感じています。何か方策は無いかと考えており、新規就農者に貸すことも良いかと考えています。</p>
議長	<p>他にございますでしょうか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、今年度の遊休農地判定について承認の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については遊休農地の判定結果とすることといたします。</p> <p>続きまして、報告第1号 農地法第4条の規定による届出について、報告第2号 農地法第2号 農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、ご質問等あればお願いいたします。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p> <p>閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。</p>
会長職務代理	<p>以上をもちまして、令和元年10月飯能市農業委員会総会を閉会します。</p>